

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：治山費

事業名 林地開発規制対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 治山課 森林管理係 電話番号：058-272-1111 (内 3163)

E-mail：c11519@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 886 千円 (前年度予算額：886 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	886	0	0	0	0	0	0	0	886
要求額	886	0	0	0	0	0	0	0	886
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・国民の生活の安定、地域社会の健全な発展等に寄与すべき森林の重要な役割からみて、森林の開発行為を行う場合には、森林の有する機能を阻害しないようその適正化を図る必要があるとして、昭和49年10月31日に森林法の一部が改正され、地域森林計画対象民有林で1haを超える開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可が必要となった。
- ・近年、東海環状自動車道の整備が進んでいるため、その周辺地域では企業誘致活動が活発になり、新規に事業用地を確保する動きがある。また、最近は大規模な太陽光発電施設が県内各地で計画されており、事業実施の目的がたてば林地開発許可の申請が提出されることとなる。
- ・森林の無秩序な開発を防止し、適切な開発指導を行うため、林地開発許可制度の周知徹底を図る必要がある。

(2) 事業内容

- ・森林の無秩序な開発を防止し、地域の健全かつ秩序ある発展のため、林地開発許可制度の適正な運用を図る。
○開発許可審査、開発許可監督、許可制度の周知 等

(3) 県負担・補助率の考え方

県費 10 / 10

森林法の規定に基づき、林地開発許可及び監督処分等に関する事務は県が行うこととされている。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	63	検討会委員報償費
旅費	480	現地調査、会議等参加 他
需用費	286	事務用品、ガソリン代、パンフレット 他
役務費	25	切手、電話代
使用料及び賃借料	32	会議室賃借料、バス借上料 他
合計	886	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第二期 岐阜県森林づくり基本計画

1 健全で豊かな森林づくりの推進 (2) 森林の適正な保全

(2) 事業主体及びその妥当性

事業主体 県

森林法第10条の2及び第10条第3号において、県の自治事務とされている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 林地開発許可制度の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止し、地域の健全かつ秩序ある発展を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

開発許可事案の発生に伴いその都度対応するため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 開発許可審査事務、状況確認、森林パトロール 等

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 R1 林地開発申請 29件、80ha
 林地開発許可 25件、132ha

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	森林の持つ公益的機能の維持・高度発揮のため、無秩序な開発防止は必要である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	森林の有する公益的機能の発揮に配慮した森林の適正な利用が図れた。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	地開発許可業務を効率的に行うことにより事務費の経費節減が図れた。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 1 ha を超える森林審議会林地部会に諮問が必要な事案については、規定に基づき部会を開催する。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 森林の有する機能を阻害したいために引き続き林地開発許可制度の適正な運用に取り組んでいく必要がある。
--